

木更津市告示第 116号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、木更津市財務規則（昭和62年木更津市規則第1号）第53条の2第1項の規定に基づき、下記のを指定代理納付者に指定したので、同規則第53条の2第2項の規定により告示します。

令和3年4月1日

木更津市長 渡辺 芳 邦



1 指定代理納付者の住所及び名称

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2 ちばぎんディーシーカード株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2 ちばぎんジェーシービーカード株式会社

東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア39階 WeWork内
株式会社トラストバンク

東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入

木更津市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払いの方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定の期日

令和3年4月1日

4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで